



10月10日19時15分公表

令和2年10月10日
内閣府（防災担当）

令和2年台風第14号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和2年台風第14号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、東京都は2村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】 島しょ三宅村 (とうしょみやけむら) 島しょ御蔵島村 (とうしょみくらじまむら)	10月10日	令和2年台風第14号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田、森戸、柚上、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）